

体調不良、新型コロナウイルス・その他感染症への対応（2022年9月8日現在）

・生徒本人だけでなく同居するご家族が少しでも体調がすぐれない場合には、ご家族の体調が回復するまで登校を見合わせてください。（「出席停止」扱いとします。）

・発熱があった場合は、37.0度未満に解熱した状態で48時間継続したのちに登校を再開してください（通常の発熱時ルール）。ただし、新型コロナワクチン接種後48時間以内の発熱については副反応である可能性を考慮し、①解熱剤を使用せずに解熱した場合と②最後の解熱剤使用から8時間経過した時点で解熱している場合には登校可とします。（ワクチン接種後48時間を経過した後でも発熱を認める場合には、通常の発熱時ルールが適用されます。）

・兄弟姉妹が濃厚接触者と判定された場合、兄弟姉妹が在籍する学級が学級閉鎖になった場合でも、兄弟姉妹に体調不良が見られない限り登校が可能です。

・新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者と判定された場合には、速やかに学校に電話連絡をお願いします。また、出席停止期間はその時点における「行政の指示する待期期間」とします。

感染者（症状あり、入院を伴わない）の場合：

発症日を0日として、7日間の経過、かつ、症状軽快から24時間経過（8日目解除）。

感染者（無症状）の場合：

検体採取日を0日として、7日間の経過（8日目解除）。

濃厚接触者の場合：

感染者と最終接触した日を0日として、5日間の経過（6日目解除）。

※無症状・濃厚接触者の場合に、「抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認することにより期間を早めて解除を行うこと」については、義塾では当面の間認めません。

2022年9月7日変更

・登校再開時の保健室における健康チェック（8時30分以降）を必要とするのは、以下の場合です。

いずれの場合も、健康チェックを受けてから、各教室に行くようにしてください。

①新型コロナウイルスに感染した場合

②濃厚接触者となった場合

③37.5度以上の発熱があり早退・欠席した場合

④インフルエンザと診断された場合（2020年度からの特例措置）

医療機関における「学校感染症登校許可証明書」は不要。

代替として、保護者記載による「インフルエンザ経過報告書」（学校HP「在校生・保護者」→「各種証明書」からダウンロード可）を提出してください。

⑤新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ以外の学校感染症と診断された場合

医療機関における「学校感染症登校許可証明書」（健康手帳の巻末に挟み込み、もしくは学校HP「在校生・保護者」→「各種証明書」からダウンロード可）を提出して下さい。